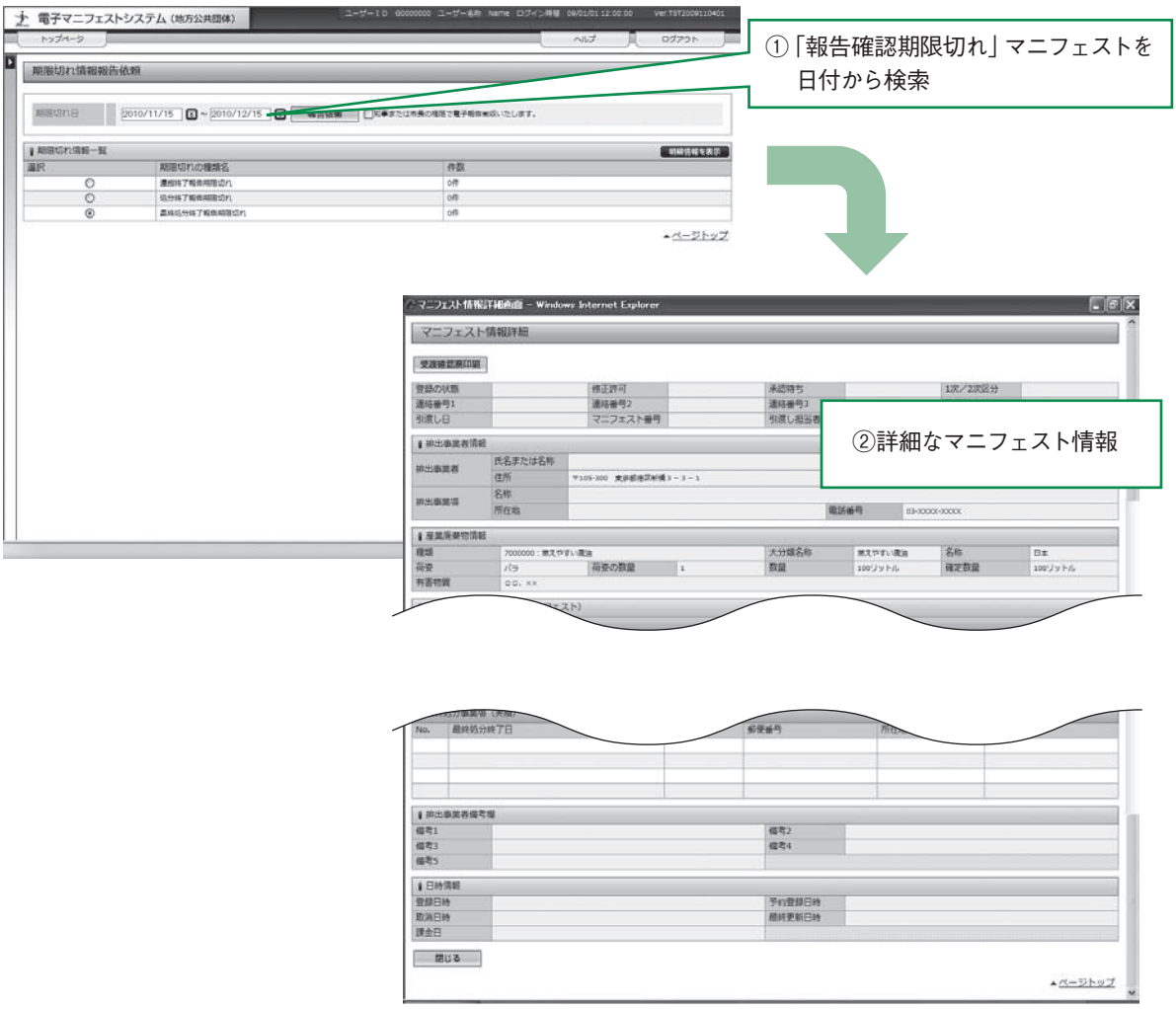
01 都道府県・政令市「報告確認期限切れマニフェスト情報の照会」について

マニフェスト制度において、排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物に係る「運搬終了報告」と「処分終了報告」を90日（特別管理産業廃棄物は60日）以内に、「最終処分終了報告」を180日以内に確認することが義務付けられています。また、廃棄物処理法第18条第1項に、都道府県知事等は電子マニフェスト情報等の必要な報告を受けることができると規定されています。
これを受けて、情報処理センターでは、行政指導の立場にある都道府県・政令市が、より簡便に、必要な報告が受けられるようにするため、インターネットを利用した「報告確認期限切れマニフェスト情報の照会」機能のシステムを構築いたしました。これにより、今後は、都道府県・政令市が、当システムにアクセスすることにより、即座にマニフェスト情報を照会できるようになります。
当システムの運用は、本年5月から開始する予定です。

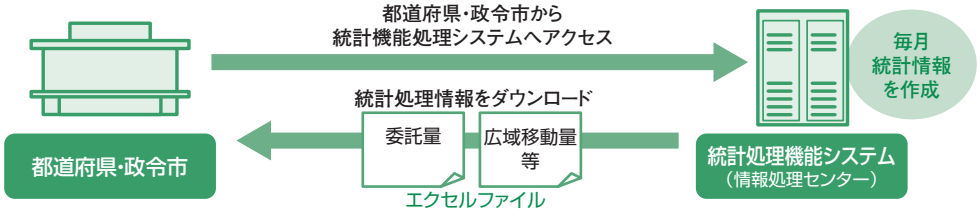
【報告確認期限切れマニフェスト情報の照会画面　イメージ】
都道府県・政令市は、電子マニフェストシステムにアクセスし、「報告確認期限切れ」になったマニフェストを検索し、マニフェスト情報を確認できます。



電子マニフェストに関するお問合せ　電子マニフェストサポートセンター
TEL 03-3668-6513　FAX 03-3668-7323　URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/　e-mail info@jwnet.or.jp

02 電子マニフェスト情報の統計処理機能システムについて

情報処理センターは、都道府県・政令市を対象に、電子マニフェストシステムに登録されたマニフェスト情報をより有効的に活用できるように、月ごとに集計した「県内の廃棄物の委託量」や「他県からの受入量、他県への委託量等の広域移動量」等の統計情報をエクセル形式でダウンロードできる「電子マニフェスト情報の統計処理機能システム」（以下「統計機能処理システム」という）を構築いたしました。（下図）
統計機能処理システムの運用は、本年5月から開始する予定です。



1. 統計機能処理システム利用対象者

109都道府県・政令市

2. 作成可能な統計情報

統計機能処理システムで作成できる主な統計情報とその内容は、下表のとおりです。

統計情報	内容
産業廃棄物の種類別・業種別マニフェスト登録件数	排出事業場の所在地を基に、都道府県・政令市ごとに廃棄物の種類別・業種別のマニフェスト件数を集計
産業廃棄物の種類別・業種別委託量	排出事業場の所在地を基に、都道府県・政令市ごとに廃棄物の種類別・業種別の委託量を集計
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類別広域移動量	廃棄物の種類別ごとに、排出元の都道府県・政令市と移動先の都道府県・政令市の移動量を集計
都道府県別の業種別電子マニフェスト利用者数	都道府県・政令市別に業種別ごとの加入者数を集計

3. 統計機能処理システムの利用時間

月曜日～金曜日　9時～18時（8月15日、1月1日除く）

03 ガイドブックと操作説明ビデオの製作

1. 新電子マニフェストガイドブックの配布

電子マニフェストガイドブックを改訂いたしました。電子マニフェスト制度や仕組み、業種別による運用事例の紹介等を小冊子にまとめ、より分かりやすくご説明しています。
電子マニフェストガイドブックをご希望の方は、JWNETホームページからご請求下さい。、また、PDFファイル版をホームページに掲載いたしておりますので、こちらもご利用下さい。

2. JWNET操作説明ビデオ

電子マニフェストシステムの操作方法を音声と映像で分かり易く説明したビデオを、JWNETホームページに公開しています。JWNET導入に向けての具体的な検討材料として、実画面の把握や入力方法の取得、または、入力担当者のトレーニングなどに幅広くご活用できますので、ぜひご利用ください。

URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/〔電子マニフェスト〕